

財 関 第 782 号
平成 28 年 6 月 24 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 7 月 1 日（ただし、下記第 2 については、7 月 27 日、第 3 については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（平成 27 年条約第 2 号）の発効の日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式 C 第 1000 号 - 10 を別紙 4-1 のように改める。
2. 税関様式 C 第 1005 号を別紙 4-2 のように改める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙 4-3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を次のように改正する。

「函館税関における税関官署の開庁時間について」を別紙7のように、「沖縄地区税関における税関官署の開庁時間について」を別紙8のように改める。